

受付番号	令和 6年 第 2 号
受付日	令和 6年 4月30日
質問者	荻須智之 議員

文書質問答弁書

回 答 日：令和 6年 6月 3日
担 当 部 局：シティプロモーション部スポーツ課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく荻須智之議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

記

■質問

- ① 四日市市営霞ヶ浦プール、及び昌栄町温水プールは港の岸壁から20m以内と言う立地で、港湾法で定める港湾隣接地域内にあり、1㎡当たり1.0キロニュートンを超える建物に該当し、建設前に港湾管理者である四日市港管理組合の許可が必要である。この地域内で競技場として観覧席の建設ができない理由は何か？

■答弁

- ① 「港湾隣接地域」とは、港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域（水域）に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域をいいます。
四日市市営霞ヶ浦プール（以下、「霞ヶ浦プール」という。）及び四日市市温水プール（以下、「温水プール」という。）は港湾隣接地域には立地しておらず、そのため、今回の温水プールの改築にあたっては、港湾管理者である四日市港管理組合の許可は不要と確認しております。
温水プールの改築にあたって観覧席の建設ができない理由は、当該地域は都市計画法上の工業地域（同法第8条第1項第1号）として定められており、工業地域は建築基準法上、観覧場等の客席のある建物は建築できないからです（同法第48条第12項）。

■質問

- ② そもそも、当該温水プールは前三重国体の競泳競技の強化施設として、空いていた港中学校跡地に急ごしらえで建設された経緯があり、必ずしも公共スポーツ施設としてベストな立地ではない。ここは地盤に問題があり、基礎工事に多くの予算が必要とも聞くが、それならば他の地盤のしっかりした土地に建設したほうが安価とも考えられるが、市の見解を問う。また、港湾隣接地域内に一般市民が集う市営プールを建設する事は、港湾法の趣旨に沿うものではなく、基礎の工法、建物の高さ等、様々な規制を受ける特殊な土地にこだわる理由は何か？

■答弁

- ② 温水プールは、昭和49年に建設され、老朽化が進んできたこともあり、平成27年3月に策定された平成27年度から平成36年度までの「四日市市スポーツ施設整備計画」において、プール槽の改修を計画に位置づけました。ところが、令和3年2月、埋設配管の劣化による漏水事故が発生し、また、同時期に熱交換器内の配管に亀裂が生じる事態が発生しました。加えて、天井付近の空調設備に異音が発生しており、また、シャワー設備の給湯器の性能低下により必要な温水が確保できず、一部使用を停止している状況でした。そのため、本市としては、

温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、埋設配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改築工事を行うことにしました。具体的な工事内容につきましては、プール槽の改修に加え、更衣室・シャワー室の拡充、プールサイドの床暖房整備や駐車場拡大などの利便性向上に加え、ユニバーサルデザインを考慮した施設とすべく、玄関出入口付近及びプールサイド周辺等の段差解消などを行います。新たな場所への移転改築となれば、土地の選定に時間を要し、また費用面についても用地買収や造成工事等が必要となり、現在の基礎工事より多額の費用を要することも予想されることから、既存場所での改築の方が有利であると思料しております。なお、当該位置は上記答弁①のとおり港湾隣接地域には位置しておりません。

■質問

- ③ 競泳の公認記録は公認プールでの計測が必要条件であり、一定数の競技役員が公認審判員資格保持者で構成される必要も有り、正式な公認大会では、これを監査する上級の審判員が三重県水泳連盟から派遣され、大会現場で監査を行う。これに合格して、初めて選手の記録は公認記録として認められる。公認プールである競技場で計測される記録は、この条件を満たす必要があり、プール自体が公認プールである事は公認記録の十分条件ではない。改修後の温水プールは、選手、競技役員、保護者、観客等、何百人にも上る関係者を収容する部屋がたったの40㎡と狭く、公認大会が開催できないと四日市水泳協会から意見が出ている。霞ヶ浦プールでの学童大会、市民水泳大会と、温水プールでの市民水球大会は市からの委託事業であり、水泳協会自主事業の春季水泳大会も含めて、現在は全て非公認大会である。これ以外に改修後の温水プールで公認大会を企画しても、この施設では審判員と参加選手を一定数以上確保できず、収支的にも公認大会は開催できない。結果的に公認記録は計測できない。因みに、現状の市営霞ヶ浦プールでの市民水泳大会は三重県水泳連盟による特例のB公認大会であり、正式な公認大会ではない。公認記録は公認大会で計測され、認定される必要があるので、市が言う「公認記録」は幻であり、成立しない。今回の改修の目的が矛盾し、間違っているのではないか？

■答弁

- ③ 温水プールの役割については、市民が比較的安価で、自由に通年で水と親しむことができ気軽に利用できるということであります。さらに、今回の改築で公認プールを整備することで市民レベルの公認大会が開催でき、普段利用においてもスタート台を使用した飛込練習等の実践的な練習ができるなど、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境となります。

また、公認記録とは、公認プールで開催される公式競技会又は公認競技会（以下、「公認大会」という。）において、選手が泳いだ時間の記録のことをいいます。この記録は、大会の種類に応じて日本水泳連盟又は三重県水泳連盟によって公認記録と認められるものであります。

これらの公認大会は、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づき日本水泳連盟が適格であると認め、公認されたプールでなければ開催することができません。

公認大会の開催可否については、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」、「競技会及び海外交流規則」によると収容する部屋の有無で判断されるものではありません。

本市が改築する温水プールは、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づく公認プールを整備することを前提として、四日市水泳協会（以下、「水泳協会」という。）の関係者と協議をしながら基本設計や実施設計を行っており、水泳協会主催の大会や記録会等に使用できる競技場や、市民大会等も開催できるプール施設として整備する予定です。

■質問

- ④ プール水深が135cm以上あり、小学生の水泳教室や成人の水中歩行には深すぎて利用できない。現在、一般開放の時間帯では1レーンを水中歩行専用指定しており、常時利用者が居る状況であるが、改修後に水深が135cm以上になると、大人でも水中歩行ができなくな

るので、利用者はゼロになる。どういう理由で、この利用者を締め出すのか？ また、この利用者からの苦情に、市はどう答えるのか？

■答弁

- ④ 現在の温水プールの水深は120cm～140cmであり、改築後はプール公認規則に基づき135cm～145cmを予定しております。改築後は、現在の温水プールより水深が全体的に深くなりますが、四日市市スポーツ協会主催の水泳教室や成人の水中歩行のために水底板を設置し、安全を確保する予定です。

■質問

- ⑤ この水深では、競泳の強化練習用として泳ぐ市民スイマーと競泳クラブチーム、市内の中学校、高校等の部活動の利用に限られた施設になるが、一般遊泳を目的とした子どもたちを含めた市民、特に女性は利用し難く、利用者が激減する事は明らかである。利用できなくなった市民をどうするのか？ 市民サービスの観点から、主たる利用者を締め出す理由は何か？

■答弁

- ⑤ 平成16年8月11日に市長に対し、温水プールの存続を求める署名と併せて、四日市市体育協会会長（現在、四日市市スポーツ協会）及び水泳協会会長の連名により、温水プールの存続を求める要望書が提出されております。

その要望書には、この施設を改修・改築するのであれば、室内公認25mプールやそれに伴う付帯施設（ロッカールーム、シャワールーム、体暖室（採暖室）など）を整備してほしい旨の要望事項が掲げられております。

こうしたことを踏まえ、今回の改築にあわせて水泳協会と協議のうえ、温水プールを室内公認25mプールに整備することで、市民レベルの公認大会が開催でき、また、普段利用においてもスタート台を使用した飛込練習等の実践的な練習ができるなど、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境となるように計画を進めてきました。

水深が深くなることへの対応は上記答弁④のとおり、水底板を設置し、安全を確保する予定です。

■質問

- ⑥ プールの公認費用と審判装置の点検業務費用は競技会が開催されないと全く無駄になるが、市はこの無駄をどう考えるのか？

■答弁

- ⑥ 温水プールの改築については、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づき、水泳協会の関係者と協議をしながら基本設計や実施設計を行っており、水泳協会主催の大会や記録会等に使用できる競技場や、市民大会等も開催できるプール施設に整備してまいります。

今後も公認大会が開催できるように水泳協会及び三重県水泳連盟と協議を進めていく予定です。

なお、上記答弁③のとおり、公認プールを整備することで、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境にもなります。

■質問

- ⑦ 小学校の水泳授業の民間委託では、市内の民間プール施設だけでは全小学校を対象にすることは不可能で、一部の小学校では市営温水プールに民間企業がスクールバスで児童を送迎して水泳授業を行う必要があることが、過去2年間の委託事業で判明して来た。改修後の温水プールでは、深い水深により、小学生の授業には危険であるという理由で、民間事業者はここでの授業の請け負に難色を示している。小学校教育での利活用ができなくなるという問題をどう解決するのか？

■答弁

- ⑦ 四日市市教育委員会では、本市の実態に合わせた持続可能な水泳指導を実現していくため、一部の市立小学校を対象に、民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務を試行しております。

令和4年度は、大矢知興譲小学校5年生と常磐西小学校5年生、令和5年度は大矢知興譲小学校5・6年生、常磐西小学校5・6年生、塩浜小学校全学年、橋北小学校全学年を対象に実施しております。令和6年度においては、上記4校（大矢知興譲小学校、常磐西小学校を全学年に拡大）に、県小学校及び水沢小学校の全学年を加え、計6校で実施する予定であると聞いております。

また、令和6年度には、民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務の更なる拡大に向けて、調査研究を実施していると聞いております。

そのため、文書質問書3ページの項目「小学校の水泳授業の民間委託での使用ができないプールになる事」について、「市内の民間プール施設だけでは全小学校を対象にすることは不可能」であること、「一部の小学校では市営温水プールに民間企業がスクールバスで児童を送迎して水泳授業を行う必要があること」が判明したとの記載がありましたが、現段階においては、調査実施中のため判明しておりません。

さらに、同項記載の水深の設定については、子どもたちにとって無理のない水深を設定する必要があると考えており、現在行っている民間プール施設を活用した水泳指導においても、水底板を活用して実施していると聞いております。

そのため、プールの水深が深いことは、民間事業者が授業の請負に難色を示している理由ではないと考えております。

■質問

- ⑧ 解決策の、プールの底が上下して水深を変更できる可動床装置の導入を再三、水泳協会は申し入れたが実現しなかった。しかし、可動床を導入すれば、更なる建設予算の増額に繋がり、26億円を上回る建設費は民間施設が数億円でプールを建設している状況下、現実的ではない。元々、旧中央緑地公園水泳競技場を除却した時点で、別の場所に50mの室内プールとして再建される事が、水泳協会が除却に同意した前提であった。今回の改修後の温水プールでは公認競技会が開催できないので、26億円もかけて改修する事を四日市水泳協会は望んでいない。今回の改修工事が無駄になる事が、はっきりと予想される上、更に50m屋内水泳競技場を整備するのは現実的ではない。50m屋内水泳競技場の建設のために、今回の改修工事を考え直す事は出来ないのか？

■答弁

- ⑧ 中央緑地水泳場の廃止に際し、新たに50m屋内水泳競技場を別の場所に再建する計画は存在しておりません。

今回の温水プール改修の位置づけとしては、上記③のとおり、市民が自由に通年で水と親しむことができ気軽に利用できる環境を整備し、かつ公認プールを整備することで、選手の育成・競泳強化を図りたいと思料しております。

一方で、50m屋内温水プールやサブ25m屋内温水プール、飛び込みプール等を整備した競技用大規模屋内プール施設については、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場もあり、本市で整備するには、建設費のみならず維持管理経費も他自治体で年間数億円要する例もあり、財政負担等が大きいため、現在計画しておらず、三重県での整備が適切であると思料しております。

■質問

- ⑨ 11年後の国体では第2会場として四日市市に50m屋内水泳競技場を整備する事が望まれ、これが整備されると、改修後の温水プールは施設内容、子どもの少ない地域に立地する条件からして、ほとんど使われなくなる事が予想されるが、今回の改修工事が無駄になるとの認識は無いのか？

■答弁

- ⑨ 国民スポーツ大会の開催については、開催6年前までに三重県知事、三重県教育長及び三重県スポーツ協会長の連署で日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣に対し開催要望書を提出し、内々定を得る必要があります。また、国民スポーツ大会を開催する都道府県の財政的な負担が大きいたことが近年問題視されているところです。

次の三重県国民スポーツ大会における本市での競技種目などの計画は現時点において、白紙の状況であり、加えて三重県や三重県水泳連盟から本市に対して、国民スポーツ大会の第2会場として50m屋内水泳競技場の整備要望等は現在ありません。

なお、温水プールの利用については、公認大会の開催もありますが、上記答弁③のとおり、市民の利用も想定しています。

■質問

- ⑩ 水球競技では県立四日市中央工業高校は、一昨年と昨年のインターハイ優勝という成績から、現在全国で一番の強豪校であり、土地柄として日本一水球が盛んな市と言える。一方、競泳競技でも東京、パリと二大会連続でオリンピック出場選手を輩出し、他に近年の全国中学校水泳大会優勝選手を擁し、競技力は全国的に上位の地域であるのに、競技場が無いのは水泳競技に対する差別であると水泳協会は主張している。水泳種目だけ競技場を整備しない理由は何か？

■答弁

- ⑩ 本市としても、四日市中央工業高校の活躍や競泳競技で優秀な選手が輩出されていることは大変喜ばしいことであるとの認識であり、承知しています。

プール施設としても、霞ヶ浦プールを令和元年度に公認プールへ改修し、公認大会開催に必要な備品も購入しました。また、改築後の温水プールも公認プールとして整備し、公認大会開催に必要な備品も購入する予定です。

■質問

- ⑪ 昨今のマスターズ大会の興隆で、全国的に競泳の競技会場が不足している。改修後の温水プールでは前述の理由で競技会は開催できないので、50m屋内水泳競技場が建設されなければ、今後70年間は競技会会場の需要に応えることは出来ない。水泳が健康づくり、介護予防に最適なスポーツであるのに、何故、競技場を整備せず、マスターズ水泳の普及を妨害する様な施設に改築するのか？

■答弁

- ⑪ 温水プールでは上記答弁③のとおり、市民大会や記録会を開催できるプール施設を予定しています。マスターズの大会は大規模な大会であり、改築後の温水プールではそのような大会については想定しておらず、大規模な大会が開催できる施設については上記答弁⑧のとおり、三重県での施設整備が適切であるとの認識であります。

■質問

- ⑫ みんなのスポーツ応援条例

第15条 1

「市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。次項において同じ。）の整備、維持管理、利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」

小学生児童、高齢者、女性等が水深の深さから遊泳、水中歩行等の利用ができなくなる点で、今回の温水プールの改修工事はこの条例に違反しているのではないか？

第15条 2

「市は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」

とする。」

については、特に障害者、高齢者に最適な運動である水中歩行を出来なくする今回の施設改修は当条例に違反するのではないかと。また、観るスポーツでは、水泳競技だけ競技場が無い事についても条例の主旨に反しているが、市の考えを問う。

■答弁

⑫ 水深が深くなることへの対応は、上記答弁④のとおり、水底板を設置し、安全を確保する予定です。

また、水泳競技の競技場については、上記答弁⑩のとおり、霞ヶ浦プールを令和元年度に公認プールへ改修し、公認大会開催に必要な備品も購入しました。また、改築後の温水プールも公認プールとして整備し、公認大会開催に必要な備品も購入する予定です。

よって、温水プールの改築工事は条例の主旨には反していないと思料します。

■質問

⑬ 既にプール水の浄化槽の循環配管は露出配管になっており、この状態で大きな問題もなく使用できているが、プール壁の劣化は深刻である。何故、適切な補強、老朽化対策を講じなかったのか？ また、50年と言う寿命が判っていたなら、早い時期に競技場を整備する事を進めなかった理由は何か？

■答弁

⑬ 温水プールについては、上記答弁②のとおり、「四日市市スポーツ施設整備計画」においてプール槽の改修を計画に位置づけておりました。劣化が深刻なプール槽のみの部分改修ではなく、温水プール全体の改築に至った経緯については、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、埋設配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に埋設配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改築工事を行うことにしました。

なお、露出している配管は、浄化槽のものではなくプール水の循環配管です。

■質問

⑭ 当プールの屋根は一度改修工事を行っており、当初はプール水槽の入れ替え予算の2億円から改修計画は始まったと聞く。3年ほど前に10億円の増額されたが、令和5年度に突然26億円と、驚異的に増額された理由を問う。

■答弁

⑭ 工事費が高額となったこと要因は3点あります。

1点目は、近年の建設業に係る資材・人件費が非常に高騰し、国から示されている変動幅（上昇率）が10%以上となっています。また、建設業の働き方改革における週休2日制が令和6年度より本格的に導入されることで、人件費等の増加につながり、さらに、国の建設業等における現場経費等にかかる実態調査に基づく現場経費率の上昇など、それぞれの積み重ねにより事業費が増加しました。

2点目は、プール施設は水回りの機能が多く、一般の施設に比べ床レベルから地下方向に深い構造体の形状や、設備の配管ピットを構築する関係で、基礎工事にかかる費用が増額の要因となっています。

最後に、温水プールはエネルギー消費の大きい施設であります。そのため、脱炭素化に向けた取り組みとして、省エネに向けて高効率の設備機器の導入をしていることや、創エネに向けて屋根面には太陽光発電設備を導入したことが増額の要因となっています。

こうした工事費の高騰から、建物の形状や仕上げ材等をできるだけ華美なものは避け、コストを下げながら耐久性や利便性を考慮した設計として進めてきました。特に、設備機器等の選定については、多様なメーカーへの聴き取り等を行いながら設計価格の検討を行い、概算金額を抑える工夫をしてまいりました。

なお、温水プール改築工事は既に入札行為を終えており、建築工事が1,210,000,000円、建築電気設備が369,171,000円、建築機械設備が316,041,000円で落札され、現在仮契約の状態です。今後は令和6年6月定例月議会において工事請負契約の締結にかかる議案を上程させていただく予定です。

■質問

- ⑮ 競技場でなく、公認大会が開催できない単なる練習用プールにこれ程の予算を割く事が、無駄であると、主たる利用者の水泳協会が反対しているが、何故一番大切な利用者の意見を無視するのか？ 改修内容を知った市民利用者からも、反対の声は出ているが、市民の意見も無視して改修を急ぐ理由は何か？ プール壁が持たないとの理由ならば、壁の補強で、プールの長さが25mから24mに短くなくても構わないと水泳協会は言うが、この点で話し合いは持たれたか？

■答弁

- ⑮ 本市では、温水プール改築工事にかかる基本設計の予算議決をいただいた後、水泳協会と複数回にわたり、協議を行ってきました。協議の際には、既存と同様の25mプールへの改築工事を前提として行っており、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場の視察にも同行してもらうとともに、水泳協会からいただいた意見については、可能な限り温水プールの改築計画に反映し、レイアウトや排水の仕様、プールの備品等を決めてきました。
- また、改築に至った経緯については上記答弁②のとおり、部分改修ではなく、温水プール全体の改築工事を行う前提で水泳協会とは協議を行ってきております。

以上